平成２４年（フ）第１４３７８号
千葉県千葉市美浜区真砂54―６、住民票上の住所愛知県名古屋市西区浅間２丁目４―１―202
破産者　安原　道真
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４４１号
東京都中野区鷺宮３丁目41―12
破産者　景山　能成
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８４１号
東京都板橋区赤塚６丁目22―２
破産者　高橋　英幸
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９１号
東京都港区南青山３―11―10　石宏ビルＢ１Ｆ
破産者　株式会社M&H　Asset　Management
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２６号
神奈川県川崎市宮前区けやき平10―３―404
破産者　小野　敬伸
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５１号
東京都葛飾区堀切２丁目50―15
破産者　大塚　高伸
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３４号
東京都練馬区三原台１丁目11―28―209
破産者　小南　　茂
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３７号
千葉県市川市宝１丁目４―18―101
破産者　金子　義和
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２０号
東京都江戸川区小松川１丁目５―９―1007
破産者　藤井　邦夫
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１号
石川県加賀市水田丸町ト６番地５
破産者　株式会社ナガイケ
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第１５号
千葉県野田市清水公園東２丁目３番地の１
破産者　池澤　照美（旧姓向佐）
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２３８５号
千葉県松戸市串崎南町10―２
破産者　本田　龍一
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７号
岐阜県多治見市旭ケ丘10丁目６番地の63
破産者　株式会社マルカ多治見商会
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第３７号
岐阜県恵那市山岡町上手向181番地の１
破産者　株式会社恵南ストアープラザ
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第７０９号
大阪市西区江戸堀１丁目23番13号
破産者　株式会社エスピー・マテリアル
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２４年（再イ）第７６２号
東京都品川区勝島１丁目４番19―401号　１号棟
再生債務者　沢田　信広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第８５７号
東京都目黒区自由が丘３―17―20―107
再生債務者　小野寺章宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月７日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第８７７号
東京都西東京市下保谷３―６―５
再生債務者　谷永　忠宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第８７８号
東京都西東京市下保谷３―６―５
再生債務者　谷永　智恵
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月10日
東京地方裁判所民事第20部